

佐賀県訓令甲第5号

本 庁
現 地 機 関
労働委員会事務局

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令
(佐賀県公印規程の一部改正)

第1条 佐賀県公印規程(昭和42年佐賀県訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において、「課」及び「課長」の意義は、佐賀県文書管理規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)第2条に定めるところによる。</p> <p>(専用公印)</p> <p>第3条 課及び現地機関において、事務を処理するために特に必要がある場合は、専用の公印(以下「専用公印」という。)を置くことができる。</p> <p>2 専用公印には、課名又は現地機関名を表示する字句を刻示するものとする。ただし、特に必要があるときは、課名又は現地機関名に代えて用途等を刻示することができる。</p> <p>(公印取扱主任)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公印取扱主任は、佐賀県文書管理規程第6条に規定する文書主任をもって充てる。ただし、法務私学課長が管守する公印(総務部</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規程において、「課」、<u>「室」</u>、「課長」及び<u>「室長」</u>の意義は、佐賀県文書管理規程(昭和55年佐賀県訓令甲第1号)第2条に定めるところによる。</p> <p>(専用公印)</p> <p>第3条 <u>課、室</u>及び現地機関において、事務を処理するために特に必要がある場合は、専用の公印(以下「専用公印」という。)を置くことができる。</p> <p>2 専用公印には、<u>課名、室名</u>又は現地機関名を表示する字句を刻示するものとする。ただし、特に必要があるときは、<u>課名、室名</u>又は現地機関名に代えて用途等を刻示することができる。</p> <p>(公印取扱主任)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公印取扱主任は、佐賀県文書管理規程第6条に規定する文書主任をもって充てる。ただし、法務私学課長が管守する公印(総務部</p>

改正前	改正後																																
<p>の部印、部長印及び副部長印、<u>法務私学課の課印及び課長印並びに私立中高・専修学校支援室の室長印</u>を除く。)の公印取扱主任は、法務私学課において文書の管理に関する事務を担当する係長をもって充てる。</p> <p>(公印の新調、改刻及び廃止)</p> <p>第7条 本庁の課長及び現地機関の長は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、あらかじめ公印新調(改刻)承認願(様式第1号)により総務部長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本庁の課長及び現地機関の長は、公印を新調し、又は改刻したときは、速やかに当該公印を添えて公印新調(改刻)届(様式第2号)を法務私学課長に提出しなければならない。</p> <p>3 本庁の課長及び現地機関の長は、公印を廃止しようとするときは、速やかに公印廃止届(様式第3号)を法務私学課長に提出しなければならない。</p> <p>(職務代行の場合の公印の使用)</p> <p>第10条 部(局)長、出納局長、課長若しくは現地機関の長(以下「部(局)長等」という。)に事故がある場合又は部(局)長等が欠けた場合において、当該部(局)長等以外の職員が事務取扱等を命ぜられ、当該部(局)長等の職務を代行するときは、当該部(局)長等の公印を使用するものとする。</p> <p>別表 (第4条関係)</p>	<p>の部印、部長印及び副部長印<u>並びに法務私学課の課印及び課長印</u>を除く。)の公印取扱主任は、法務私学課において文書の管理に関する事務を担当する係長をもって充てる。</p> <p>(公印の新調、改刻及び廃止)</p> <p>第7条 本庁の課長、<u>室長</u>及び現地機関の長は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、あらかじめ公印新調(改刻)承認願(様式第1号)により総務部長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本庁の課長、<u>室長</u>及び現地機関の長は、公印を新調し、又は改刻したときは、速やかに当該公印を添えて公印新調(改刻)届(様式第2号)を法務私学課長に提出しなければならない。</p> <p>3 本庁の課長、<u>室長</u>及び現地機関の長は、公印を廃止しようとするときは、速やかに公印廃止届(様式第3号)を法務私学課長に提出しなければならない。</p> <p>(職務代行の場合の公印の使用)</p> <p>第10条 部(局)長、出納局長、課長、<u>室長</u>若しくは現地機関の長(以下「部(局)長等」という。)に事故がある場合又は部(局)長等が欠けた場合において、当該部(局)長等以外の職員が事務取扱等を命ぜられ、当該部(局)長等の職務を代行するときは、当該部(局)長等の公印を使用するものとする。</p> <p>別表 (第4条関係)</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>ひな型</th> <th>寸法(方ミリメートル)</th> <th>公印管守者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室印</td> <td>略</td> <td></td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者	略				室印	略		<u>〃</u>	略				<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>ひな型</th> <th>寸法(方ミリメートル)</th> <th>公印管守者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室印</td> <td>略</td> <td></td> <td><u>各室長</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者	略				室印	略		<u>各室長</u>	略			
種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者																														
略																																	
室印	略		<u>〃</u>																														
略																																	
種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者																														
略																																	
室印	略		<u>各室長</u>																														
略																																	

改正前			改正後		
一般専用公 印	略	第3条に規定す る課長又は現地 機関の長	一般専用公 印	略	第3条に規定す る課、室又は現地 機関の長
略			略		
様式第1号（第7条関係）			様式第1号（第7条関係）		
略			略		
略			略		
課（現地機関）長			課（ <u>室又は</u> 現地機関）長		
略			略		
様式第2号（第7条関係）			様式第2号（第7条関係）		
略			略		
略			略		
課（現地機関）長			課（ <u>室又は</u> 現地機関）長		
略			略		
様式第3号（第7条関係）			様式第3号（第7条関係）		
略			略		
略			略		
課（現地機関）長			課（ <u>室又は</u> 現地機関）長		
略			略		
様式第4号（第8条関係）			様式第4号（第8条関係）		
略			略		
課（現地機関） 名	略		課（ <u>室又は</u> 現地 機関）名	略	
略			略		
様式第5号（第13条関係）			様式第5号（第13条関係）		

改正前		改正後	
略	課（現地機関）長	略	課（ <u>室又は</u> 現地機関）長
略		略	
様式第6号（第13条関係）		様式第6号（第13条関係）	
略	課（現地機関）長	略	課（ <u>室又は</u> 現地機関）長
略		略	
様式第7号（第13条関係）		様式第7号（第13条関係）	
略		略	
用紙の名称	課（現地機関）長確認欄	略	課（ <u>室又は</u> 現地機関）長 確認欄
	略		略
(注)	略	(注)	略

(佐賀県文書管理規程の一部改正)

第2条 佐賀県文書管理規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 部 佐賀県部設置条例第1条に規定する部並びに組織規則	(3) 部 佐賀県部設置条例第1条に規定する部並びに組織規則

改正前	改正後
<p>第3条第2項に規定する局及び出納局をいう。</p> <p>(4) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監</u>のうちから知事が指定する職員（この号及び第8号において単に「<u>政策調整監</u>」という。）及び当該<u>政策調整監</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策調整監</u>及び当該<u>政策調整監</u>が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にあるものからなる組織、<u>推進監</u>及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びにリーダー及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(5) 室 組織規則第19条に規定する室をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、<u>政策調整監</u>（<u>政策調整監</u>及び当該<u>政策調整監</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織又は<u>政策調整監</u>及び当該<u>政策調整監</u>が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、<u>推進監</u>（<u>推進監</u>及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）並びに</p>	<p>第3条に規定する局及び出納局をいう。</p> <p>(4) 課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策総括監</u>のうちから知事が指定する職員（以下この号及び第8号において単に「<u>政策総括監</u>」という。）又は<u>政策企画監</u>のうちから知事が指定する職員（以下この号及び第8号において単に「<u>政策企画監</u>」という。）及び当該<u>政策総括監</u>又は<u>政策企画監</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策企画監</u>及び当該<u>政策企画監</u>が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にあるものからなる組織、<u>S S P総括監</u>又は<u>推進監</u>及び当該<u>S S P総括監</u>又は<u>推進監</u>が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>リーダー</u>及び当該<u>リーダー</u>が指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに<u>産業D X・スタートアップ総括監</u>若しくは<u>再生可能エネルギー総括監</u>又は<u>推進監</u>及び当該<u>産業D X・スタートアップ総括監</u>若しくは<u>再生可能エネルギー総括監</u>又は<u>推進監</u>が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(5) 室 組織規則第19条第1項に規定する室をいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>(8) 課長 組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長、<u>政策総括監</u>又は<u>政策企画監</u>（<u>政策総括監</u>若しくは<u>政策企画監</u>及び当該<u>政策総括監</u>若しくは<u>政策企画監</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織又は<u>政策企画監</u>及び当該<u>政策企画監</u>が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）、<u>S S P総括監</u>又は<u>推進監</u>（<u>S S P総括監</u>又は<u>推進監</u>及び当該</p>

改正前	改正後
<p>にリーダー（リーダー及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）をいう。</p> <p>(9)～(21) 略 (法務私学課長の職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法務私学課長は、前項の規定による調査又は指導のために必要な限度において、課長又は所長に対し、報告を求めることができる。 (課長及び所長の職務)</p> <p>第5条の2 課長又は所長は、課又は所における文書管理事務が適正かつ能率的に処理されるよう、所属職員を指導監督しなければならない。 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、局長専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税</p>	<p>該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。)、<u>リーダー（リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監（産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。）</u>をいう。</p> <p>(9)～(21) 略 (法務私学課長の職務)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法務私学課長は、前項の規定による調査又は指導のために必要な限度において、課長、<u>室長</u>又は所長に対し、報告を求めることができる。 (課長、<u>室長</u>及び所長の職務)</p> <p>第5条の2 課長、<u>室長</u>又は所長は、課、<u>室</u>又は所における文書管理事務が適正かつ能率的に処理されるよう、所属職員を指導監督しなければならない。 (決裁区分の表示)</p> <p>第22条 起案文書には所定の箇所に、知事の決裁事項については「甲」、副知事専決事項については「乙」、部長専決事項については「丙」、政策統括監専決事項、情報統括監専決事項、医療統括監専決事項、理事専決事項、副部長専決事項、副局長専決事項、政策総括監専決事項、さがデザイン総括監専決事項、税政総括監専決事</p>

改正前	改正後
<p>政総括監専決事項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、<u>DX・スタートアップ総括監専決事項</u>、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項及び政策調整監専決事項については「丁」、<u>室長専決事項</u>、<u>さがデザイン推進監専決事項</u>、<u>調整監専決事項</u>、国民保護・防災対策監専決事項、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p> <p>(課名等の表示)</p> <p>第24条 施行文書には、照会その他の便宜に資するため、事務担当者の課名、職名、氏名、電話番号等の連絡先（以下この項において「課名等」という。）を当該施行文書の末尾に表示しなければならない。ただし、法規文、公示文、令達文、行政不服審査関係文、契約書、賞状、式辞その他課名等を表示することが適当でない施行文書については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(公印等の押印)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 法務私学課長が管守する公印（法務私学課の課印及び課長印並びに<u>私立中高・専修学校支援室の室長印</u>を除く。）を使用するときは、法務私学課長の承認を受けなければならない。</p> <p>3～6 略</p> <p>別表第2（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">文書発信者名</p>	<p>項、SSP総括監専決事項、スポーツ総括監専決事項、<u>産業DX・スタートアップ総括監専決事項</u>、再生可能エネルギー総括監専決事項、企業立地総括監専決事項及び出納局長専決事項については「丙」、課長専決事項及び<u>室長専決事項</u>については「丁」、<u>政策企画監専決事項</u>、<u>さがデザイン企画監専決事項</u>、国民保護・防災対策監専決事項、<u>監査監専決事項</u>、団体検査・指導監専決事項、副課長専決事項、副センター長専決事項、副室長専決事項及び企画主幹専決事項については「丁」、係長専決事項については「丁」の表示をしなければならない。</p> <p>(課名等の表示)</p> <p>第24条 施行文書には、照会その他の便宜に資するため、事務担当者の課名（<u>室長の専決に係る文書にあつては、室名</u>）、職名、氏名、電話番号等の連絡先（以下この項において「課名等」という。）を当該施行文書の末尾に表示しなければならない。ただし、法規文、公示文、令達文、行政不服審査関係文、契約書、賞状、式辞その他課名等を表示することが適当でない施行文書については、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(公印等の押印)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 法務私学課長が管守する公印（法務私学課の課印及び課長印を除く。）を使用するときは、法務私学課長の承認を受けなければならない。</p> <p>3～6 略</p> <p>別表第2（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">文書発信者名</p>

改正前		改正後	
1 本庁		1 本庁	
区分	発信者名	区分	発信者名
略		略	
17～19 略	課長（ <u>室長の専決に係る文書にあつては室長</u> ）	17～19 略	課長 <u>又は室長</u>
略		略	

（佐賀県電子署名規程の一部改正）

第3条 佐賀県電子署名規程（平成14年佐賀県訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等管守者	鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等管守者
略		略	
課長 <u>及び室長</u> の鍵情報等格納媒体	各課長	課長の鍵情報等格納媒体	各課長
		<u>室長の鍵情報等格納媒体</u>	<u>各室長</u>
現地機関の長の鍵情報等格納媒体	各現地機関の長	現地機関の長の鍵情報等格納媒体	各現地機関の長

（佐賀県職員被服類貸与規程の一部改正）

第4条 佐賀県職員被服類貸与規程（昭和55年佐賀県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（定義）	（定義）

改正前	改正後
<p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁各課等（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）<u>第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項</u>に規定する課及びセンターをいう。以下同じ。）の長、現地機関（知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。）の長及び労働委員会事務局長をいう。</p>	<p>第1条の2 この規程において「所属長」とは、本庁各課等（佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）<u>第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）の長、現地機関（知事の事務部局で本庁各課等以外の機関をいう。）の長及び労働委員会事務局長をいう。</u></p>

（佐賀県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第5条 佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>	<p>（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ</p>

改正前	改正後
<p>れ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策調整監</u>のうちから知事が指定する職員（この号において単に「<u>政策調整監</u>」という。）及び当該<u>政策調整監</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策調整監</u>及び当該<u>政策調整監</u>が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p><u>(4) 略</u> （課及び現地機関の長の責務）</p> <p>第3条 課及び現地機関の長は、職場における職員の安全及び健康の確保と快適な作業環境の形成を促進するよう努めなければならない。</p> <p>（職員の責務）</p>	<p>れ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、<u>政策総括監</u>のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「<u>政策総括監</u>」という。）又は<u>政策企画監</u>のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「<u>政策企画監</u>」という。）及び当該<u>政策総括監</u>又は<u>政策企画監</u>が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>政策企画監</u>及び当該<u>政策企画監</u>が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>S S P 総括監</u>又は<u>推進監</u>及び当該<u>S S P 総括監</u>又は<u>推進監</u>が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>産業D X ・スタートアップ総括監</u>若しくは<u>再生可能エネルギー総括監</u>又は<u>推進監</u>及び当該<u>産業D X ・スタートアップ総括監</u>若しくは<u>再生可能エネルギー総括監</u>又は<u>推進監</u>が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに労働委員会事務局をいう。</p> <p><u>(4) 室</u> 組織規則第19条第1項に規定する室をいう。</p> <p><u>(5) 略</u> （課、<u>室</u>及び現地機関の長の責務）</p> <p>第3条 課、<u>室</u>及び現地機関の長は、職場における職員の安全及び健康の確保と快適な作業環境の形成を促進するよう努めなければならない。</p> <p>（職員の責務）</p>

改正前	改正後
<p>第4条 職員は、自己の健康の確保及び推進に努めるとともに、課及び現地機関の長その他職員の安全及び衛生に携わる者が講ずる職員のための安全及び衛生に関する措置に従わなければならない。</p>	<p>第4条 職員は、自己の健康の確保及び推進に努めるとともに、課、<u>室</u>及び現地機関の長その他職員の安全及び衛生に携わる者が講ずる職員のための安全及び衛生に関する措置に従わなければならない。</p>

(佐賀県職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

第6条 佐賀県職員の職務発明等に関する規程（平成2年佐賀県訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）<u>第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策調整監のうちから知事が指定する職員（この号において単に「政策調整監」という。）及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策調整監及び当該政策調整監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びにリーダー及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 課 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）<u>第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、<u>リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能</u></u></p>

改正前	改正後
<p>(3) 現地機関 知事の事務部局で課以外の機関をいう。</p> <p>(4) 所属長 職員の所属する課若しくは現地機関又は所属した課若しくは現地機関の長をいう。</p> <p>(5)～(13) 略</p>	<p><u>エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(3) 室 <u>組織規則第19条第1項に規定する室をいう。</u></p> <p>(4) 現地機関 知事の事務部局で課及び室以外の機関をいう。</p> <p>(5) 所属長 職員の所属する課、<u>室</u>若しくは現地機関又は所属した課、<u>室</u>若しくは現地機関の長をいう。</p> <p>(6)～(14) 略</p>

(佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程の一部改正)

第7条 佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成17年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																											
<p>(勤務する場所及び担当事務)</p> <p>第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属名</th> <th style="text-align: center;">勤務する場所</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県立博物館</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>循環型社会推進課</td> <td style="text-align: center;"><u>唐津市</u></td> <td style="text-align: center;"><u>廃棄物処理に係る公共関与に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>ダム管理事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			佐賀県立博物館	略		循環型社会推進課	<u>唐津市</u>	<u>廃棄物処理に係る公共関与に関すること。</u>	ダム管理事務所	略		<p>(勤務する場所及び担当事務)</p> <p>第2条 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属名</th> <th style="text-align: center;">勤務する場所</th> <th style="text-align: center;">担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>佐賀県立博物館</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダム管理事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所属名	勤務する場所	担当事務	略			佐賀県立博物館	略		ダム管理事務所	略	
所属名	勤務する場所	担当事務																										
略																												
佐賀県立博物館	略																											
循環型社会推進課	<u>唐津市</u>	<u>廃棄物処理に係る公共関与に関すること。</u>																										
ダム管理事務所	略																											
所属名	勤務する場所	担当事務																										
略																												
佐賀県立博物館	略																											
ダム管理事務所	略																											

(佐賀県本庁決裁等規程の一部改正)

第8条 佐賀県本庁決裁等規程（平成28年佐賀県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部長 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第21条第1項に規定する部長及び組織規則第26条第1項に規定する局長（以下「出納局長」という。）をいう。</p> <p>(4) 課長 <u>政策調整監</u>のうちから知事が指定する職員、推進監、リーダー並びに組織規則第23条第1項に規定する課長及びセンター長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部長 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第21条第1項に規定する部長、<u>同条第4項に規定する局長及び組織規則第26条第1項に規定する局長</u>（以下「出納局長」という。）をいう。</p> <p>(4) <u>副部長 組織規則第22条第1項に規定する副部長、組織規則第22条第2項に規定する政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、産業DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監及び企業立地総括監、組織規則第22条第3項に規定する副局長並びに組織規則第22条第4項に規定するSSP総括監及びスポーツ総括監をいう。</u></p> <p>(5) 課長 <u>政策総括監</u>のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策企画監」という。）（<u>政策総括監若しくは政策企画監及び当該政策総括監若しくは政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織又は政策企画監及び当該政策調企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。</u>）、<u>SSP総括監又は推進監</u>（SSP総括監又は推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</p>

改正前	改正後
<p>(5) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長及び副センター長並びに組織規則第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた副課長をいう。</p> <p>(6) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長並びに組織規則第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた係長をいう。</p> <p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p>	<p>が置かれた場合に限る。)、リーダー(リーダー及び当該リーダーが指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。)、産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監(産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織が置かれた場合に限る。)並びに組織規則第23条第1項に規定する課長、センター長及び室長をいう。</p> <p>(6) 副課長 組織規則第24条第1項に規定する副課長、副センター長、副室長及び同条第2項に規定する企画主幹並びに組織規則第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項及び第27条の4第1項の規定により置かれた副課長及び企画主幹をいう。</p> <p>(7) 係長 組織規則第25条第1項に規定する係長並びに組織規則第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項及び第27条の4第1項の規定により置かれた係長をいう。</p> <p>(副知事等の専決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第2の部長専決事務又は課長専決事務の欄第17又は第20の項に掲げる事務については、組織規則第21条第4項に規定する局長(以下この項において単に「局長」という。)又は組織規則第23条第1項に規定する室長(以下この項において単に「室長」という。)には適用しない。この場合において、これらの項の適用については、同表中部長専決事務の欄に掲げる事務にあつては部長(局長を除く。)が、課長専決事務の欄に掲げ</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>組織規則第3条第2項に規定する局長（以下単に「局長」という。）</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) <u>政策総括監</u></p> <p>(8) <u>さがデザイン総括監</u></p> <p>(9) <u>税政総括監</u></p> <p>(10) <u>DX・スタートアップ総括監</u></p> <p>(11) <u>再生可能エネルギー総括監</u></p> <p>(12) <u>企業立地総括監</u></p> <p>(13) <u>政策調整監</u></p> <p>(14) <u>推進監</u></p> <p>(15) <u>リーダー</u></p> <p>(16) <u>副課長（組織規則第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</u></p> <p>(17) <u>企画主幹（組織規則第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</u></p> <p>4 次の各号に掲げる者は、局長が専決することができる事務のうち、局長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1) <u>副局長</u></p>	<p><u>る事務にあつては課長（室長を除く。）が、それぞれ専決するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 次の各号に定める者は、部長が専決することができる事務のうち、部長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4)・(5) 略</p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>政策調整監</u></p> <p>(3) <u>副課長（組織規則第27条第1項及び組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</u></p> <p>(4) <u>企画主幹（組織規則第27条第1項及び組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた者に限る。）</u></p> <p>5 <u>SSP総括監及びスポーツ総括監は、SAGA2024・SSP推進局長が専決することができる事務のうち、SAGA2024・SSP推進局長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>6 <u>次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>(1) <u>室長</u></p> <p>(2) <u>さがデザイン推進監</u></p> <p>(3) <u>調整監</u></p> <p>(4) <u>略</u></p> <p>(5) <u>略</u></p> <p>(6) <u>副課長（組織規則第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者を除く。）</u></p> <p>(7) <u>企画主幹（組織規則第27条第1項、第27条の2第1項及び第27条の3第1項の規定により置かれた者を除く。）</u></p> <p>7 <u>副室長は、前項の規定により室長が専決することができる事務のうち、室長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>8 <u>係長は、定例的な事務又はあらかじめ課（組織規則第3条第1項及び第4条第2項に規定するセンターを含む。）の実施方針が定まっております、かつ、当該方針に沿って実施する事務のうち判断の余地</u></p>	<p>5 <u>次の各号に定める者は、課長が専決することができる事務のうち、課長が定めるものを専決することができる。</u></p> <p>(1) <u>政策企画監（第2条第5号の規定に該当するものとして知事が指定した者を除く。別表第1を除き、以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>さがデザイン企画監</u></p> <p>(3) <u>略</u></p> <p>(4) <u>監査監</u></p> <p>(5) <u>略</u></p> <p>(6) <u>副課長</u></p> <p>6 <u>係長は、定例的な事務又はあらかじめ課（組織規則第3条の3第1項及び第4条第2項に規定するセンター並びに組織規則第19条第1項に規定する室を含む。）の実施方針が定まっております、かつ、</u></p>

改正前	改正後
<p>が少ないものとして課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(部長等の代決者等)</p> <p>第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、各部にあっては<u>部長があらかじめ指名する副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>2 <u>政策統括監が専決することができる事務について、政策統括監が不在のときは、政策統括監があらかじめ指名する政策総括監又は政策調整監がその事務を代決することができる。</u></p> <p>3 <u>情報統括監が専決することができる事務について、情報統括監が不在のときは、行政デジタル推進課長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>4 <u>医療統括監が専決することができる事務について、医療統括監が不在のときは、医療統括監があらかじめ指名する副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>5 <u>局長が専決することができる事務について、局長が不在のときは、局長があらかじめ指名する副局長又は当該事務を担当する課長若しくは室長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>6 <u>理事が専決することができる事務について、理事が不在のときは、各部にあっては理事があらかじめ指名する副部長又は当該事務を担当する課長若しくは室長が、組織規則第3条第2項に規定する局にあっては理事があらかじめ指名する副局長又は当該事務を担当する課長若しくは室長がその事務を代決することができる。</u></p>	<p>当該方針に沿って実施する事務のうち判断の余地が少ないものとして課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(部長等の代決者等)</p> <p>第11条 別表第2及び別表第3に定める部長が専決することができる事務について、部長が不在のときは、各部又は各局にあっては<u>当該事務を担当する副部長、課長又は政策企画監若しくはさがデザイン企画監（以下「政策企画監等」という。）が、出納局にあっては当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>2 <u>政策統括監、情報統括監、医療統括監及び理事（以下「政策統括監等」という。）が専決することができる事務について、政策統括監等が不在のときは、当該事務を担当する副部長、課長又は政策企画監等がその事務を代決することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>7 副部長が専決することができる事務について、副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は室長がその事務を代決することができる。</p> <p>8 政策総括監が専決することができる事務について、政策総括監が不在のときは、政策総括監があらかじめ指名する政策調整監がその事務を代決することができる。</p> <p>9 さがデザイン総括監が専決することができる事務について、さがデザイン総括監が不在のときは、さがデザイン総括監があらかじめ指名する政策調整監又はさがデザイン推進監がその事務を代決することができる。</p> <p>10 税政総括監が専決することができる事務について、税政総括監が不在のときは、税政課長がその事務を代決することができる。</p> <p>11 DX・スタートアップ総括監が専決することができる事務について、DX・スタートアップ総括監が不在のときは、産業政策課長又はDX・スタートアップ推進室長がその事務を代決することができる。</p> <p>12 再生可能エネルギー総括監が専決することができる事務について、再生可能エネルギー総括監が不在のときは、新エネルギー産業課長がその事務を代決することができる。</p> <p>13 企業立地総括監が専決することができる事務について、企業立地総括監が不在のときは、企業立地課長がその事務を代決することができる。</p> <p>14 副局長が専決することができる事務について、副局長が不在のときは、当該事務を担当する課長（SAGAスポーツピラミッド構想に関する事務については、推進監）又は室長がその事務を代決することができる。</p>	<p>3 副部長が専決することができる事務について、副部長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は政策企画監等がその事務を代決することができる。</p>

改正前	改正後
<p>15 <u>S S P 総括監又はスポーツ総括監が専決することができる事務について、S S P 総括監又はスポーツ総括監が不在のときは、当該事務を担当する課長又は室長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>(課長等の代決者等)</p> <p>第12条 別表第2及び別表第3に定める課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、副課長(室に係る事務については、室長)がその事務を代決することができる。</p> <p>2 <u>室長が専決することができる事務について、室長が不在のときは、副室長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>3 <u>政策調整監が専決することができる事務について、当該政策調整監が不在のときは、当該政策調整監があらかじめ指名する副課長又は企画主幹がその事務を代決することができる。</u></p> <p>4 <u>さがデザイン推進監が専決することができる事務について、さがデザイン推進監が不在のときは、政策部長があらかじめ指名する政策調整監がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>5 <u>調整監が専決することができる事務について、調整監が不在のときは、政策部長があらかじめ指名する政策調整監がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>6 <u>国民保護・防災対策監が専決することができる事務について、国民保護・防災対策監が不在のときは、危機管理防災課長がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>7 <u>団体検査・指導監が専決することができる事務について、団体検査・指導監が不在のときは、生産者支援課長がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>8 略</p>	<p>(課長等の代決者等)</p> <p>第12条 別表第2及び別表第3に定める課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、副課長がその事務を代決することができる。</p> <p>2 <u>政策企画監等が専決することができる事務について、当該政策企画監等が不在のときは、副課長がその事務を代決することができる。</u></p> <p>3 <u>国民保護・防災対策監、監査監、団体検査・指導監(以下この項において「国民保護・防災対策監等」という。)</u>が専決することができる事務について、<u>国民保護・防災対策監等</u>が不在のときは、<u>課長</u>がその事務を決裁するものとする。</p> <p>4 略</p>

改正前			改正後		
<p>9 <u>副室長が専決することができる事務について、副室長が不在のときは、室長がその事務を決裁するものとする。</u></p> <p>10 <u>企画主幹が専決することができる事務について、企画主幹が不在のときは、課長、センター長又は室長がその事務を決裁するものとする。</u></p>					
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容	事務の種類	事務委任先	委任する事務の内容
旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、 <u>政策統括監、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監、企業立地総括監、SSP総括監、スポーツ総括監</u> 、課長、 <u>政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監、リーダー及び出納局長</u>	自己の旅行命令に関すること	旅行命令に関する事務	副知事、会計管理者、部長、 <u>政策統括監等、副部長、課長（副部長に該当する者を除く。）</u> 、 <u>政策企画監等及び出納局長</u>	自己の旅行命令に関すること
	課長	課又はセンターに所属する職員の旅行命令に関すること		課長	課、 <u>センター若しくは室又は特定政策組織（政策総括監又は政策企画監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮</u>

改正前				改正後			
							<u>監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、SSP総括監又は推進監及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、リーダー及び当該職員が指揮監督する同項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監及び当該職員が指揮監督する組織規則第27</u>

改正前				改正後			
		<u>政策調整監、推進監及びリーダー</u>	<u>特定政策組織（政策調整監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策調整監のうちから知事が指定する職員及び当該職員が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びにリーダー及び同項の規定により置</u>				<u>条の3項1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）に所属する職員の旅行命令に関すること</u>

改正前			改正後		
		<u>かれた職にある者からなる組織をいう。以下同じ。）に所属する職員の旅行命令に関すること</u>			
時間外勤務の命令に関する事務	課長	課又はセンターに所属する職員の時間外勤務の命令に関すること	時間外勤務の命令に関する事務	課長	課、センター若しくは室又は特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること
	<u>政策調整監、推進監及びリーダー</u>	<u>特定政策組織に所属する職員の時間外勤務の命令に関すること</u>			
年次休暇等の願の処理に関する事務	<u>副知事、会計管理者、部長、政策統括監、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監、企業立地総括監、SSP総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監、リーダー及び出納局長</u>	自己の年次休暇等の処理に関すること	年次休暇等の願の処理に関する事務	会計管理者、部長、政策統括監等、副部長、課長（副部長に該当する者を除く。）、政策企画監等及び出納局長	自己の年次休暇等の処理に関すること
	課長	課又はセンターに所属			

改正前			改正後		
		する職員の年次休暇等の処理に関すること			又は特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること
	<u>政策調整監、推進監及びリーダー</u>	<u>特定政策組織に所属する職員の年次休暇等の処理に関すること</u>			
週休日の振替に関する事務	<u>会計管理者、部長、政策統括監、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監、企業立地総括監、SSP総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監、リーダー及び出納局長</u>	自己の週休日の振替に関すること	週休日の振替に関する事務	<u>会計管理者、部長、政策統括監等、副部長、課長（副部長に該当する者を除く。）、政策企画監等及び出納局長</u>	自己の週休日の振替に関すること
	課長	課又はセンターに所属する職員の週休日の振替に関すること		課長	課、センター若しくは室又は特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること
	<u>政策調整監、推進監及びリーダー</u>	<u>特定政策組織に所属する職員の週休日の振替に関すること</u>			

改正前			改正後		
時間外勤務 代休時間の 指定に関する 事務	課長	課又はセンターに所属 する職員の時間外勤務 代休時間の指定に関する こと	時間外勤務 代休時間の 指定に関する 事務	課長	課、センター若しくは室 又は特定政策組織に所 属する職員の時間外勤 務代休時間の指定に関 すること
	政策調整監、推進監及び リーダー	特定政策組織に所属す る職員の時間外勤務代 休時間の指定に関する こと			
休日の代休 日の指定に 関する事務	会計管理者、部長、政策 統括監、情報統括監、医 療統括監、局長、理事、 副部長、副局長、政策総 括監、さがデザイン総括 監、税政総括監、DX・ スタートアップ総括監、 再生可能エネルギー総 括監、企業立地総括監、 SSP総括監、スポーツ 総括監、課長、政策調整 監、さがデザイン推進 監、調整監、推進監、リ ーダー及び出納局長	自己の休日の代休日の 指定に関すること	休日の代休 日の指定に 関する事務	会計管理者、部長、政策 統括監等、副部長、課長 (副部長に該当する者 を除く。)、政策企画監等 及び出納局長	自己の休日の代休日の 指定に関すること
	課長	課又はセンターに所属 する職員の休日の代休 日の指定に関すること		課長	

改正前			改正後		
					と
	<u>政策調整監、推進監及びリーダー</u>	<u>特定政策組織に所属する職員の休日の代休日の指定に関すること</u>			
宿日直勤務の命令に関する事務	<u>会計管理者、部長、政策統括監、情報統括監、医療統括監、局長、理事、副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監、企業立地総括監、SSP総括監、スポーツ総括監、課長、政策調整監、さがデザイン推進監、調整監、推進監、リーダー及び出納局長</u>	自己の宿日直勤務の命令に関すること	宿日直勤務の命令に関する事務	<u>会計管理者、部長、政策統括監等、副部長、課長（副部長に該当する者を除く。）、政策企画監等及び出納局長</u>	自己の宿日直勤務の命令に関すること
	課長	課又はセンターに所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること		課長	課、センター若しくは室又は特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること
	<u>政策調整監、推進監及びリーダー</u>	<u>特定政策組織に所属する職員の宿日直勤務の命令に関すること</u>			

別表第2（第4条、第5条関係）

別表第2（第4条、第5条関係）

改正前					改正後				
事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	副知事専決事務	部長専決事務	課長専決事務
1～16 略					1～16 略				
17	予算の流用に関する事務	略			17	予算の流用に関する事務	略		
18	県有財産に関する事務	議会に付すべき財産の取得及び処分に関すること		県有財産の取得、管理及び処分に関すること	18	歳入の徴収又は収納の私人委託に関する事務	略		
19	歳入の徴収又は収納の私人委託に関する事務	略			19	歳入の徴収又は収納の私人委託に関する事務	略		
20・21 略					19・20 略				

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務

別表第3 (第4条、第5条関係)

所属名	事務の種類	知事の決裁を受けるべき事務	部長専決事務	課長専決事務

改正前					改正後				
略					略				
危機 管理 防災 課	防災の企画 に関する事 務	略			危機 管理 防災 課	防災の企画 に関する事 務	略		
危機 管理 防災 課	<u>防災会議に 関する事務</u>		<u>防災会議に 関する事務 を処理する こと</u>		危機 管理 防災 課				
危機 管理 防災 課	災害対策基 本法に關す る事務	略	1～3 略	略	危機 管理 防災 課	災害対策基 本法に關す る事務	略	1～3 略 4 <u>防災会 議に關す る事務を 処理する こと</u>	略
略					略				
危機 管理 防災 課	自衛官の募 集等に関する事務			1・2 略 3 <u>市町等が 自衛隊に委 託する土木 工事等につ いて副申す ること</u>	危機 管理 防災 課	自衛官の募 集に関する 事務			1・2 略
略					略				
危機 管理	消防に關す る事務	略			消防 保安	消防に關す る事務	略		

改正前					改正後				
防災課					室				
危機管理防災課	緊急消防援助隊に関する事務	略	1・2 略	1・2 略 3 緊急消防援助隊佐賀県大隊の応援出動に関する事	消防保安室	緊急消防援助隊に関する事務	略	1・2 略	1・2 略 3 緊急消防援助隊佐賀県大隊等の応援出動に関する事
危機管理防災課	消防功労者に係る国の栄典に関する事務	略			消防保安室	消防功労者に係る国の栄典に関する事務	略		
危機管理防災課	消防学校に関する事務			1 消防学校の運営に関する事 2 市町消防職員の派遣研修に関する事					
危機管理防災課	危険物の規制に関する事務	略			消防保安室	危険物の規制に関する事務	略		
危機管理防災課	消防設備士に関する事務	略			消防保安室	消防設備士に関する事務	略		

改正前			改正後		
危機 管理 防災 課	火薬類取締 法及び武器 等製造法に 関する事務	略	消防 保安 室	火薬類取締 法及び武器 等製造法に 関する事務	略
危機 管理 防災 課	高圧ガス保 安法に關す る事務	略	消防 保安 室	高圧ガス保 安法に關す る事務	略
危機 管理 防災 課	電気工事士 法、電気工 事業の業務 の適正化に 関する法律 及びガス事 業法に關す る事務	略	消防 保安 室	電気工事士 法、電気工 事業の業務 の適正化に 関する法律 及びガス事 業法に關す る事務	略
危機 管理 防災 課	液化石油ガ スの保安の 確保及び取 引の適正化 に關する法 律に關する 事務	略	消防 保安 室	液化石油ガ スの保安の 確保及び取 引の適正化 に關する法 律に關する 事務	略
略			略		
法務 私学 課	個人情報保 護の指導及 び助言並び	略	法務 私学 課	個人情報保 護の指導及 び助言並び	略

改正前				改正後			
	に推進に関する事務				に推進に関する事務		
				<u>法務私学課</u>	<u>東日本大震災の被災者支援に関する事務</u>	<u>東日本大震災の被災者支援の総合調整に関すること</u>	<u>東日本大震災の被災者支援の事務処理に関すること</u>
<u>法務私学課</u>	私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関する事務	略		<u>私立中高・専修学校支援室</u>	私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関する事務	略	
<u>法務私学課</u>	<u>東日本大震災の被災者支援に関する事務</u>		<u>東日本大震災の被災者支援の総合調整に関すること</u>				<u>東日本大震災の被災者支援の事務処理に関すること</u>
人事課	職員の任免、配置換えその他人事に関する事務	略		人事課	職員の任免、配置換えその他人事に関する事務	略	
略				略			
人事課	恩給、退職料等に関する事務	略		人事課	恩給、退職料等に関する事務	略	

改正前				改正後			
				人事課	非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務		<ul style="list-style-type: none"> 1 公務災害及び通勤災害の認定に関すること 2 公務災害及び通勤災害の補償に関すること
				人事課	職員の福利厚生に関する事務		<ul style="list-style-type: none"> 1 福利厚生計画を作成すること 2 福利厚生事業の実施及び運営に関すること
				人事課	職員の健康管理に関する事務		<ul style="list-style-type: none"> 1 職員の健康管理の実施に関すること 2 衛生管理委員会に関すること 3 結核性疾患休暇

改正前					改正後				
									<u>の事務を 処理する こと</u>
<u>人事課</u>	行政組織に関する事務	略			<u>人事課</u>	<u>研修に関する事務</u>		<u>研修の推進に関すること</u>	
<u>人事課</u>	職員録に関する事務	略			<u>行政経営室</u>	行政組織に関する事務	略		
<u>人事課</u>	業務改革に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務		<u>業務改革に関する基本方針及び総合調整に関すること</u>		<u>行政経営室</u>	職員録に関する事務	略		
<u>人事課</u>	非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務			1 <u>公務災害及び通勤災害の認定に関すること</u> 2 <u>公務災害及び通勤災害の補償に関すること</u>	<u>行政経営室</u>	<u>働き方改革に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務</u>		<u>働き方改革に関する基本方針及び総合調整に関すること</u>	
<u>人事</u>	職員の福利			1 <u>福利厚生</u>					

改正前					改正後				
課	厚生に関する事務			計画を作成すること 2 福利厚生事業の実施及び運営に関すること					
人事課	職員の健康管理に関する事務			1 職員の健康管理の実施に関すること 2 衛生管理委員会に関すること 3 結核性疾患休暇の事務を処理すること					
人事課	研修に関する事務		研修の推進に関すること						
財政課	県歳入歳出予算その他の県財政に関する事務	略			財政課	県歳入歳出予算その他の県財政に関する事務	略		
略					略				
さが創生	移住支援に関する事務	略			移住支援	移住支援に関する事務	略		

改正前					改正後				
推進課					室				
国際課	国際交流に関する事務		略	1～3 略 4 <u>在住外国人の支援に関すること</u> 5 略	国際課	国際交流に関する事務		略	1～3 略 4 略 5 <u>国際交流プラザに関すること</u>
略					略				
国際課	海外施策に関する事務	略			国際課	海外施策に関する事務	略		
国際課					国際課	<u>多文化共生に係る施策に関する事務</u>		<u>多文化共生に係る施策の実施方針及び実施計画に関すること</u>	<u>多文化共生に係る施策の実施に関すること</u>
国際課	一般旅券の発給に関する事務		<u>一般旅券の発給申請に係る審査並びに作成及び交付に関すること</u>		国際課	一般旅券の発給に関する事務			<u>一般旅券の発給申請に係る審査並びに作成及び交付に関すること</u>
略					略				

改正前					改正後				
文化課	文化（高齢者及び障害者に係る文化を含む。）に関する事務			<p>1 文化（文化財を除く。高齢者及び障害者に係る文化を含む。）に係る事務を処理すること</p> <p>2 文化財に関する指導及び助言に関すること</p> <p>3 指定文化財の管理及び修理についての指揮監督等に関すること</p> <p>4 指定文化財の現状変更等の許可に関すること</p> <p>5 指定文化財の公開の許可等に関すること</p> <p>6 文化財の調査等に関すること</p>	文化課	文化（高齢者及び障害者に係る文化を含む。）に関する事務			文化（文化財を除く。高齢者及び障害者に係る文化を含む。）に係る事務を処理すること

改正前					改正後				
				<p>すること</p> <p>7 佐賀県文化財保護審議会に関する事務を処理すること</p> <p>8 佐賀県文化財保護指導委員事務の実施に関すること</p> <p>9 埋蔵文化財の調査のための発掘に係る届出等に係る事務を処理すること</p> <p>10 埋蔵文化財の調査以外の目的による埋蔵文化財包蔵地の発掘に係る届出及び通知に係る事務を処理すること</p>					

改正前					改正後				
				<u>11 埋蔵物として提出された物件の文化財としての認定に係る事務を処理すること</u> <u>12 その他文化財に関する事務を処理すること</u>					
					文化課	日本遺産に関する事務			日本遺産に関する事務を処理すること
					文化課	フィルムコミッションに関する事務			フィルムコミッションに関する事務を処理すること
					文化課	佐賀県立宇宙科学館に関する事務			佐賀県立宇宙科学館に関する事務を処理すること
					文化財保護・活用	文化財の保護及び活用に関する事務			1 文化財に関する指導及び助言に関すること

改正前						改正後						
						室						<u>2 指定文化財の管理及び修理についての指揮監督等に関すること</u> <u>3 指定文化財の現状変更等の許可に関すること</u> <u>4 指定文化財の公開の許可等に関すること</u> <u>5 文化財の調査等に関すること</u> <u>6 佐賀県文化財保護審議会に関する事務を処理すること</u> <u>7 佐賀県文化財保護指導委員事務の実施に関すること</u>

改正前					改正後					
										<u>8 埋蔵文化財の調査のための発掘に係る届出等に係る事務を処理すること</u>
										<u>9 埋蔵文化財の調査以外の目的による埋蔵文化財包蔵地の発掘に係る届出及び通知に係る事務を処理すること</u>
										<u>10 埋蔵物として提出された物件の文化財としての認定に係る事務を処理すること</u>
										<u>11 その他文化財に関する事務を処</u>

改正前					改正後				
									理すること
文化課	銃砲刀剣類の審査登録に関する事務	略			文化財保護・活用室	銃砲刀剣類の審査登録に関する事務	略		
文化課	世界遺産、無形文化遺産及び日本遺産に関する事務			1・2 略 3 <u>日本遺産に係る事務を処理すること</u>	文化財保護・活用室	世界遺産及び無形文化遺産に関する事務			1・2 略
文化課	<u>フィルムコミッションに関する事務</u>			<u>フィルムコミッションに係る事務を処理すること</u>					
文化課	<u>佐賀県博物館及び美術館協議会、佐賀県立九州陶磁文化館協議会、佐賀県立名護屋城博物館協議会及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議</u>		<u>佐賀県博物館及び美術館協議会、佐賀県立九州陶磁文化館協議会、佐賀県立名護屋城博物館協議会及び佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議</u>						

改正前					改正後				
	<u>会の委員の 任免又は委 嘱に関する 事務</u>		<u>会の委員の 任免又は委 嘱に関する こと</u>						
<u>文化 課</u>	<u>佐賀県立宇 宙科学館に 関する事務</u>			<u>佐賀県立宇宙 科学館に係る 事務を処理す ること</u>					
<u>観光 課</u>	<u>観光施策に 関する事務</u>	略			<u>観光 課</u>	<u>観光施策に 関する事務</u>	略		
略					略				
<u>観光 課</u>	<u>観光統計に 関する事務</u>	略			<u>観光 課</u>	<u>観光統計に 関する事務</u>	略		
					<u>S A G A 2 0 2 4 ・ S S P 推進 局</u>	<u>スポーツに 係る施策の 総合調整に 関する事務</u>			<u>スポーツに係 る施策の総合 調整に係る事 務を処理する こと</u>
<u>S A G A 2 0 2 4 ・ S S P</u>	<u>国民スポー ツ大会及び 全国障害者 スポーツ大 会(以下「S A G A 2 0</u>	略			<u>S A G A 2 0 2 4 ・ S S P</u>	<u>国民スポー ツ大会及び 全国障害者 スポーツ大 会(以下「S A G A 2 0</u>	略		

改正前				改正後			
推進局	24」とい う。)の運営 の総合調整 に関する事 務			推進局	24」とい う。)の運営 の総合調整 に関する事 務		
略				略			
SAGA 2024 ・S SP 推進 局	SAGA2 024の輸 送、交通、宿 泊、医事、衛 生、警備及 び消防に関 する事務	略		SAGA 2024 ・S SP 推進 局	SAGA2 024の輸 送、交通、宿 泊、医事、衛 生、警備及 び消防に関 する事務	略	
スポ ーツ 課	<u>スポーツに 係る施策の 総合調整に 関する事務</u>			<u>スポーツに係 る施策の総合 調整に係る事 務を処理する こと</u>			
スポ ーツ 課	スポーツ (学校体育 を除く。高 齢者及び障 害者に係る スポーツを 含む。)に関 する事務	略		スポ ーツ 課	スポ ーツ (学校体育 を除く。高 齢者及び障 害者に係る スポーツを 含む。)に関 する事務	略	

改正前				改正後		
略				略		
くらしの安全安心課	食品安全対策に関する事務	略		くらしの安全安心課	食品安全対策に関する事務	略
くらしの安全安心課	交通安全対策に関する事務	交通安全対策の基本方針に関すること	<u>1 交通安全対策計画に係る施策の総合調整に関すること</u> <u>2 交通対策協議会委員の任免に関すること</u> <u>3 交通安全対策会議の委員及び特別委員の任免に関すること</u> <u>4 交通安全対策会</u>	くらしの安全安心課	交通安全対策計画の実施の基準に関すること	
					2 交通事故相談の業務委託に関すること	
					3 交通安全対策の連絡調整に関すること	

改正前					改正後				
				議の幹事の任免その他交通安全対策会議に関すること					
くらしの安全安心課	消費者行政に関する事務	略			くらしの安全安心課	消費者行政に関する事務	略		
略					略				
くらしの安全安心課	犯罪被害者等支援に関する事務	略			くらしの安全安心課	犯罪被害者等支援に関する事務	略		
					交通事故防止特別対策室	交通安全対策に関する事務	交通安全対策の基本方針に関すること	1 交通安全対策計画に係る施策の総合調整に関すること 2 交通対策協議会委員の任	1 交通安全対策計画の実施の基準に関すること 2 交通事故相談の業務委託に関すること 3 交通安全

改正前				改正後				
							<u>免に関する こと</u> <u>3 交通安 全対策会 議の委員 及び特別 委員の任 免に関する こと</u> <u>4 交通安 全対策会 議の幹事 の任免そ の他交通 安全対策 会議に関 すること</u>	<u>対策の連絡 調整に関す ること</u>
環境 課	環境保全施 策に関する 事務	略		環境 課	環境保全施 策に関する 事務	略		
略				略				
健康 福祉 政策 課	<u>がんその他 の疾病対策 に関する事 務</u>		<u>1 がん対策 事業の実施 に関するこ と</u> <u>2～4 略</u>	健康 福祉 政策 課	疾病対策に 関する事務		<u>1～3 略</u>	
健康	臓器移植及	略		健康	臓器移植及	略		

改正前					改正後				
福祉政策課	び骨髄移植に関する事務				福祉政策課	び骨髄移植に関する事務			
					がん撲滅特別対策室	がん対策に関する事務			がん対策事業の実施に関すること
医務課	医療法に関する事務	略			医務課	医療法に関する事務	略		
略					略				
医務課	医師法に関する事務			<u>1 医師の免許に関すること</u> <u>2 臨床研修病院の指定、指定の取消し及び定員に関すること</u> <u>3 臨床研修病院の管理者又は開設者に対し報告を求め、又は指示をすること</u>	医務課	<u>医師法に関する事務</u> <u>(医療人材政策室の分掌する事務に関する部分を除く。)</u>			医師の免許に関すること

改正前			改正後		
略			略		
医務課	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に関すること	略	医務課	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に関すること	略
			医療人材政策室	医師法に関する事務	1 <u>臨床研修病院の指定、指定の取消し及び定員に関すること</u> 2 <u>臨床研修病院の管理者又は開設者に対し報告を求め、又は指示をすること</u>
国民健康保険課	国民健康保険に関する事務	略	国民健康保険課	国民健康保険に関する事務	略
略			略		
障害福祉	高次脳機能障害者の福	略	障害福祉	高次脳機能障害者の福	略

改正前				改正後		
課	社に関する事務			課	社に関する事務	
障害福祉課	障害者の雇用促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターに関する事務		1 障害者就業・生活支援センターの指定及び指定の取消しに関すること 2 障害者就業・生活支援センターの指導等に関すること			
障害福祉課	障害者の就労支援に関する事務		障害者の就労支援に関する事務を処理すること			
障害福祉課	地域生活定着支援センターに関する事務	略		障害福祉課	地域生活定着支援センターに関する事務	略
略				略		
障害	自殺対策に	略		障害	自殺対策に	略

改正前			改正後				
福祉課	関する事務		福祉課	関する事務			
			就労支援室	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターに関する事務			1 障害者就業・生活支援センターの指定及び指定の取消しに関すること 2 障害者就業・生活支援センターの指導等に関すること
			就労支援室	障害者の就労支援に関する事務			障害者の就労支援に関する事務を処理すること
男女参画・女性の活躍推進課	男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整及び推進に関する事務	略	男女参画・女性の活躍推進課	男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整及び推進に関する事務	略		
略			略				
こども	母体保護に	略	こども	母体保護に	略		

改正前			改正後				
も家庭課	に関する事務		も家庭課	に関する事務			
			産業労働部	産業DX及びスタートアップに係る施策に関する事務		産業DX及びスタートアップに係る施策の実施方針及び実施計画に関すること	産業DX及びスタートアップに係る施策の実施に関すること
			産業労働部	産業GXに係る施策に関する事務		産業GXに係る施策の実施方針及び実施計画に関すること	産業GXに係る施策の実施に関すること
			産業労働部	エネルギー政策に関する事務	エネルギー政策に係る基本方針に関すること	エネルギー政策に係る基本計画に関すること	エネルギー政策に係る事務を処理すること
			産業労働部	新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に関する事務	新エネルギー等関連産業に係る振興計画の基本方針に関すること	新エネルギー等関連産業に係る振興計画の作成及び変更に関すること	新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に関する事務に関すること
産業	産業振興に	略	産業	産業振興に	略		

改正前					改正後				
政策課	係る施策に関すること				政策課	係る施策に関すること			
略					略				
産業政策課	中小企業の経営革新に関する事務		略	1 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u> に基づく経営革新計画の承認、変更承認及び承認の取消しに関すること 2 略	産業政策課	中小企業の経営革新に関する事務		略	1 <u>中小企業等経営強化法</u> に基づく経営革新計画の承認、変更承認及び承認の取消しに関すること 2 略
略					略				
産業政策課	佐賀県産業イノベーションセンターに関する事務	略			産業政策課	佐賀県産業イノベーションセンターに関する事務	略		
産業政策課	<u>中小企業の情報化の推進及び情報産業の振興に関する事務</u>			<u>中小企業の情報化及び情報産業の振興に係る事務を処理すること</u>					

改正前					改正後		
<u>産業政策課</u>	<u>起業化支援に関する事務</u>			<u>起業化支援に係る事務を処理すること</u>			
<u>ものづくり産業課</u>	<u>ものづくり施策に関する事務</u>	略			<u>ものづくり産業課</u>	<u>ものづくり施策に関する事務</u>	略
略					略		
<u>ものづくり産業課</u>	<u>コスメティック構想に関する事務</u>	略			<u>コスメティック構想推進室</u>	<u>コスメティック構想に関する事務</u>	略
<u>新エネルギー産業課</u>	<u>エネルギー政策に関する事務</u>	<u>エネルギー政策に係る基本方針に関すること</u>	<u>エネルギー政策に係る基本計画に関すること</u>	<u>エネルギー政策に係る事務を処理すること</u>			
<u>新エネルギー産業課</u>	<u>新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に関する事務</u>	<u>新エネルギー等関連産業に係る振興計画の基本方針に関すること</u>	<u>新エネルギー等関連産業に係る振興計画の作成及び変更に関すること</u>	<u>新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に係る事務に関すること</u>			
<u>企業</u>	<u>企業誘致に</u>	略			<u>企業</u>	<u>企業誘致に</u>	略

改正前					改正後				
立地課	関する事務				立地課	関する事務			
企業立地課	工業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関する事務	1 工業団地に係る土地造成事業の計画の決定に関すること 2 略	略	1 工業団地に係る土地造成事業の計画の調整に関すること 2 工業団地造成に係る土地造成事業の事務処理に関すること 3～7 略 8 工業適地調査に関すること	企業立地課	産業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関する事務	1 産業団地に係る土地造成事業の計画の決定に関すること 2 略	略	1 産業団地に係る土地造成事業の計画の調整に関すること 2 産業団地造成に係る土地造成事業の事務処理に関すること 3～7 略 8 産業用適地調査に関すること
略					略				
農山漁村課	農業振興地域の整備に関する事務	略			農山漁村課	農業振興地域の整備に関する事務	略		
農山漁村課	農地法に基づく許可等に関する事務	略			農山漁村課	農地法に基づく許可等に関する事務	略		
農山	農地等の利	略			農山	農地等の利	略		

改正前				改正後			
<u>漁村課</u>	用調整に関する事務			<u>村課</u>	用調整に関する事務		
<u>農山漁村課</u>	土地改良法に基づく長期計画に関する事務	略		<u>農山村課</u>	土地改良法に基づく長期計画に関する事務	略	
<u>農山漁村課</u>	県営及び団体営の農業農村整備事業の採択申請に関する事務	略		<u>農山村課</u>	県営及び団体営の農業農村整備事業の採択申請に関する事務	略	
<u>農山漁村課</u>	農業水利に関する事務	略		<u>農山村課</u>	農業水利に関する事務	略	
<u>農山漁村課</u>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事務	略		<u>農山村課</u>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事務	略	
<u>農山漁村課</u>	棚田地域振興法に関する事務	略		<u>農山村課</u>	棚田地域振興法に関する事務	略	
<u>農山漁村課</u>	海岸に関する事務（農林水産省所管の部分に	略		<u>農山村課</u>	海岸に関する事務（農林水産省所管の部分に	略	

改正前				改正後			
	限る。)				限る。)		
<u>農山漁村課</u>	地すべり事業に関する事務（農林水産省農村振興局所管の部分に限る。）	略		<u>農山村課</u>	地すべり事業に関する事務（農林水産省農村振興局所管の部分に限る。）	略	
<u>農山漁村課</u>	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事務	略		<u>農山村課</u>	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事務	略	
<u>農山漁村課</u>	干拓事業に関する事務	略		<u>農山村課</u>	干拓事業に関する事務	略	
<u>農山漁村課</u>	特定鉱害復旧事業に関する事務	略		<u>農山村課</u>	特定鉱害復旧事業に関する事務	略	
<u>農山漁村課</u>	<u>漁港に関する事務</u>		<u>1 漁港の指定及び指定内容の変更</u>	<u>農山村課</u>			<u>防災ダムの維持管理事業に関する事務を処理すること</u>
			<u>1 漁港の指定及び指定内容の変更並びに指</u>				

改正前					改正後				
				並びに指 定の取消 しに關す ること	定の取消し に係る意見 に關するこ と				
				2 漁港 管理者の 指定及び 指定の取 消しに關 すること	2 漁港区 域の設定又 は変更のた めの調査測 量及び検査 を行うこと				
				3 漁港 漁場整備 基本計画 に關する こと	3 漁港管 理規程の制 定及び変更 に關するこ と				
					4 漁港管 理者から報 告を徴収 し、及び書 類帳簿その 他の物件の 検査を行う こと				
					5 漁港整 備事業の実 施計画に關 すること				
					6 漁港整				

改正前					改正後				
				<u>備事業の実 施並びに指 導及び監督 に関するこ と</u> <u>7 漁港施 設の譲渡そ の他の処分 の許可に関 すること</u> <u>8 漁港区 域内の水域 における工 作物の建 設、土砂の 採取等の許 可に関する こと</u> <u>9 漁港施 設保全のた め漁港区域 内の土地、 竹木等の所 有者又は占 有者に対し 必要な措置 をすべきこ とを命ずる</u>					

改正前					改正後				
				<u>こと</u> <u>10 漁港の</u> <u>維持管理及</u> <u>び漁港整備</u> <u>事業の施行</u> <u>のための土</u> <u>地の立入り</u> <u>及び一時使</u> <u>用の許可に</u> <u>関すること</u> <u>11 漁港施</u> <u>設の利用に</u> <u>伴う使用料</u> <u>徴収の許可</u> <u>に関するこ</u> <u>と</u> <u>12 漁港の</u> <u>災害復旧事</u> <u>業に関する</u> <u>こと</u> <u>13 港勢調</u> <u>査報告に関</u> <u>すること</u>					
<u>農山</u>	<u>漁港に係</u>	<u>る公有水</u>	<u>1 漁港区</u>	<u>1 漁港区域</u>					
<u>漁村</u>	<u>る公有水</u>	<u>面に関する</u>	<u>域内の公</u>	<u>内の公有水</u>					
<u>課</u>	<u>面に関する</u>	<u>事務</u>	<u>有水面埋</u>	<u>面埋立ての</u>					
			<u>立てを免</u>	<u>免許につい</u>					

改正前				改正後			
			<p>許すること</p> <p>2 公有水面埋立法第32条、第33条第1項及び第36条の規定による更正命令、原状回復等の処分に関すること</p>				<p>て関係市町議会の意見を徴すること</p> <p>2 漁港区域内の公有水面埋立権の譲渡の許可に関すること</p> <p>3 漁港区域内の公有水面埋立工事の着手及びしゅん工の期間の伸長を許可すること</p> <p>4 漁港区域内の公有水面埋立工事施工区域内における公有水面に存する工作物その他の物件の除去命令に関する</p>

改正前					改正後		
				<u>こと</u> <u>5 漁港区域</u> <u>内の公有水</u> <u>面埋立工事</u> <u>のための土</u> <u>地の立入り</u> <u>及び一時使</u> <u>用について</u> <u>許可するこ</u> <u>と</u> <u>6 漁港区域</u> <u>内の公有水</u> <u>面埋立しゅ</u> <u>ん工認可前</u> <u>の埋立地の</u> <u>使用及び埋</u> <u>立地への工</u> <u>作物設置の</u> <u>許可に關す</u> <u>ること</u> <u>7 漁港区域</u> <u>内の公有水</u> <u>面埋立のし</u> <u>ゅん工認可</u> <u>に關するこ</u> <u>と</u>			
農地	国営土地改	略			農地	国営土地改	略

改正前			改正後		
整備課	良事業に関する事務		整備課	良事業に関する事務	
略			略		
農地整備課	国及び県が所有する土地改良財産（海岸保全施設を除く。）に関する事務	略	農地整備課	国及び県が所有する土地改良財産（海岸保全施設を除く。）に関する事務（ <u>農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。</u> ）	略
略			略		
水産課	水産物の加工に関する事務	略	水産課	水産物の加工に関する事務	略
			水産課	漁港に関する事務	<u>1 漁港の指定及び指定内容の変更並びに指定の取消しに関すること</u> <u>2 漁港管</u>
					<u>1 漁港の指定及び指定内容の変更並びに指定の取消しに係る意見に関すること</u> <u>2 漁港区域の設定又は変更のための調査</u>

改正前				改正後			
							<u>理者の指 定及び指 定の取消 しに關す ること</u> <u>3 漁港漁 場整備基 本計画に 關すること</u> <u>3 漁港漁 場整備基 本計画に 關すること</u> <u>4 漁港管理 者から報 告を徴収 し、及び 書類帳簿 その他の 物件の検 査を行う こと</u> <u>5 漁港整 備事業の 実施計画 に關す ること</u> <u>6 漁港整 備事業の 実施及び 指導及び 監督に關 すること</u> <u>7 漁港施 設の譲渡 その他の 処分の許 可に關す ること</u> <u>8 漁港区 域内の水 域におけ る工作物 の建設、 土砂の採</u>

改正前				改正後			
							<u>取等の許可に 関すること</u> <u>9 漁港施設保 全のため漁港 区域内の土 地、竹木等の 所有者又は占 有者に対し必 要な措置をす べきことを命 ずること</u> <u>10 漁港の維持 管理及び漁港 整備事業の施 行のための土 地の立入り及 び一時使用の 許可に関する こと</u> <u>11 漁港施設の 利用に伴う使 用料徴収の許 可に関するこ と</u> <u>12 漁港の災害 復旧事業に関 すること</u> <u>13 港勢調査報</u>

改正前				改正後				
								告に関するこ と
				水産 課	漁港に係る 公有水面に 関する事務		<u>1 漁港区 域内の公 有水面埋 立てを免 許するこ と</u> <u>2 公有水 面埋立法 第32条、 第33条第 1項及び 第36条の 規定によ る更正命 令、原状 回復等の 処分に関 すること</u>	<u>1 漁港区域 内の公有水 面埋立ての 免許につい て関係市町 議会の意見 を徴するこ と</u> <u>2 漁港区域 内の公有水 面埋立権の 譲渡の許可 に関するこ と</u> <u>3 漁港区域 内の公有水 面埋立工事 の着手及び しゅん工の 期間の伸長 を許可する こと</u> <u>4 漁港区域 内の公有水 面埋立工事</u>

改正前				改正後			
							<u>施工区域内における公有水面に存する工作物その他の物件の除去命令に関すること</u> <u>5 漁港区域内の公有水面埋立工事のための土地の立入り及び一時使用について許可すること</u> <u>6 漁港区域内の公有水面埋立しゅん工認可前の埋立地の使用及び埋立地への工作物設置の許可に関すること</u> <u>7 漁港区域</u>

改正前				改正後				
								内の公有水面埋立のしゅん工認可に関すること
水産課	水産関係の災害に関する事務	略		水産課	水産関係の災害に関する事務	略		
略				略				
まちづくり課	景観に関する事務	略		まちづくり課	景観に関する事務	略		
				まちづくり課	盛土に関する事務（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）			宅地造成、特定盛土等に伴う災害防止のための基礎調査の実施に関すること
下水道課	下水道に関する事務	略		下水道課	下水道に関する事務	略		
略				略				
建築住宅課	市街地再開発事業等に関する事務	略		建築住宅課	市街地再開発事業等に関する事務	略		
建築住宅	営繕に関する事務							1 営繕工事の予算要求

改正前					改正後				
課				<u>単価、工事 複合単価、 建築設計・ 工事監理委 託料及び諸 基準に關す ること</u> <u>2 建築設計 事務所の能 力等級に關 すること</u> <u>3 維持保全 計画の策定 及び指導に 關すること</u> <u>4 市町等の 建築物の調 査、設計及 び監督の受 託並びに委 託手数料の 決定に關す ること</u>					
建築 住宅 課	佐賀県福祉 のまちづく り条例に關 する事務	略			建築 住宅 課	佐賀県福祉 のまちづく り条例に關 する事務	略		

改正前					改正後				
					施設 整備 室	営繕に關す る事務			<u>1 営繕工事 の予算要求 単価、工事 複合単価、 建築設計・ 工事監理委 託料及び諸 基準に關す ること</u> <u>2 建築設計 事務所の能 力等級に關 すること</u> <u>3 維持保全 計画の策定 及び指導に 關すること</u> <u>4 市町等の 建築物の調 査、設計及 び監督の受 託並びに委 託手数料の 決定に關す ること</u>
河川 砂防	河川に關す る事務	1・2 略	1・2 略	1～8 略 9 洪水時等	河川 砂防	河川に關す る事務（城	1・2 略	1・2 略	1～8 略

改正前					改正後				
課				における緊急措置及び洪水調節のための指示に関すること 10～12 略	課	原川ダム等対策室の分掌する事務に関する部分を除く。）			9～11 略
略					略				
河川砂防課	土木災害に関する事務	略			河川砂防課	土木災害に関する事務（城原川ダム等対策室の分掌する事務に関する部分を除く。）	略		
					河川砂防課	海岸に関する事務（港湾課及び農山村課の分掌する事務に関する部分を除く。）		1 海岸保全の事業計画の決定に関すること 2 海岸保全基本計画の作成に関すること 3 海岸保	1 海岸保全に係る国の直轄工事に関し意見を述べること 2 海岸保全区域等の管理に係る市町長との協議に関すること

改正前				改正後			
							<u>全区域等の指定に関すること</u> <u>3 海岸保全事業の箇所付け並びに実施及び設計変更の認可申請に関すること</u> <u>4 県が施行すべき海岸保全施設に関する工事を兼用工作物の管理者及び工事の必要を生じさせた原因者に施行させること</u> <u>5 県以外の者が施行する海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について承認し、又は協議を受けること</u>

改正前			改正後			
河川砂防課	鉱害対策に関する事務	略	河川砂防課	鉱害対策に関する事務	略	
河川砂防課	水資源開発計画に関する事務	略	城原川ダム等対策室	水資源開発計画に関する事務	略	
河川砂防課	河川開発事業に関する事務	略	城原川ダム等対策室	河川開発事業に関する事務	略	
			城原川ダム等対策室	県営ダムの管理に関する事務		1 県営ダムの管理に係る事業計画の決定に関すること 2 県営ダム事業の個所付け並びに実施及び設計変更の認可申請に関すること 3 洪水時等における緊

改正前				改正後			
							<u>急措置等のための指示に関すること</u>
<u>河川砂防課</u>	<u>海岸に関する事務（港湾課及び農山漁村課の分掌する事務に関する部分を除く。）</u>		<u>1 海岸保全の事業計画の決定に関すること</u> <u>2 海岸保全基本計画の作成に関すること</u> <u>3 海岸保全区域等の指定に関すること</u>	<u>1 海岸保全に係る国の直轄工事に 関し意見を述べること</u> <u>2 海岸保全区域等の管理に係る市町長との協議に関する こと</u> <u>3 海岸保全事業の箇所 付け並びに 実施及び設 計変更の認 可申請に関 すること</u> <u>4 県が施行 すべき海岸 保全施設に 関する工事 を兼用工作</u>			

改正前					改正後				
				<u>物の管理者及び工場の必要を生じさせた原因者に施行させること</u> <u>5 県以外の者が施行する海岸保全施設に関する工場の設計及び実施計画について承認し、又は協議を受けること</u>					
					<u>城原川ダム等対策室</u>	<u>県営ダムの災害復旧工事に関する事務</u>			<u>県営ダムの災害復旧工事に関すること</u>
会計課	金融機関の指定等に関する事務	略			会計課	金融機関の指定等に関する事務	略		
略					略				

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。